

令和4年度  
新しい生活様式に対応した  
ビジネス展開支援事業補助金

交付要領

【二次募集】

霧島市商工観光部 商工振興課

申請書類は市ホームページからダウンロードできます→



## 1 事業目的

新型コロナウイルス感染拡大の長期化により、業種・規模に関わらず、市内中小企業者は売上減少などの大きな影響を受けている。このような状況の中、市内中小企業者が、ウィズコロナ・ポストコロナにおける経済社会の変化に対応できるよう、新たな市場への販路開拓（新たな顧客層の開拓や事業形態の転換等）及びIT化などの生産性向上に取り組むことに対し、経費の一部を助成します。

## 2 補助対象者

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、以下の(1)～(7)の全てを満たすもの。

- (1) 霧島市内に事業所を有する法人、又は市内に事業所を有し、かつ、住所を有する商工業者の個人事業主であること。
- (2) 現に市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (3) 市税の滞納が無いこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、国・県・市の施策に沿った協力をしていること。
- (5) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者でないこと。
- (6) 特定の宗教活動又は政治活動を目的としている者でないこと。
- (7) 暴力団関係法人等でないこと。

補助対象者にならない者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 医師、歯科医師、助産師</li><li>・ 主たる業種が農業である個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）</li><li>・ 系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）</li><li>・ 協同組合等の組合</li><li>・ 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人</li><li>・ 医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人</li><li>・ 申請時点で開業していない創業予定者</li><li>・ 令和5年1月31日までに補助事業を完了することができない者</li><li>・ 任意団体等</li></ul>
-------------	--

### 3 補助対象事業・経費（経費の詳細は別表に記載）

販路開拓及び生産性向上に取り組む事業

- ・機械設備等費
- ・外注費
- ・広報費 など

- ※ 交付決定通知日以降、令和5年1月31日までに支払いが完了した経費が補助対象となります。
- ※ 国や県等の公的機関から同一事業に対する助成を受けることはできません。
- ※ 経費の執行にあたっては、見積書、納品書及び領収書等の事業の遂行に係る経費であることが確認できる書類を整備し、5年間保存しなければなりません。
- ※ 本年度、霧島市で実施している下記事業と事業内容が重複しない場合は、補助対象となります。

ア 霧島市リブランディング支援事業

イ きり Job マッチング支援事業

### 4 事業実施期間

令和4年3月8日～令和5年1月31日

- ※交付決定通知の日までに完了した事業は対象外となります。

### 5 申請区分・補助率・補助上限額

申請区分	補助率	補助上限額
一般枠	3/5 以内	30 万円 (うち、広報費 10 万円)
新規創業枠 市内事業者取引枠	4/5 以内	50 万円 (うち、広報費 15 万円)

- ※ 【一般枠】【新規創業枠】【市内事業者取引枠】のいずれか1つの枠のみ申請可能です。
- ※ 新規創業枠については、法人登記を行ってから4年未満の法人、税務署へ開業の届出を行ってから4年未満の個人事業主が申請の対象となります。
- ※ 市内事業者取引枠の「市内事業者」の定義については、市内に本社又は事業所、営業所がある事業者となります。また、店舗を有しない事業者の場合は、霧島市に住民登録がある事業者となります。
- ※ 市内事業者取引枠により事業を実施する場合は 30万円以上の市内事業者との取引が条件となります。

## 6 募集期間

2次募集：令和4年9月21日（水）～令和4年10月17日（月）

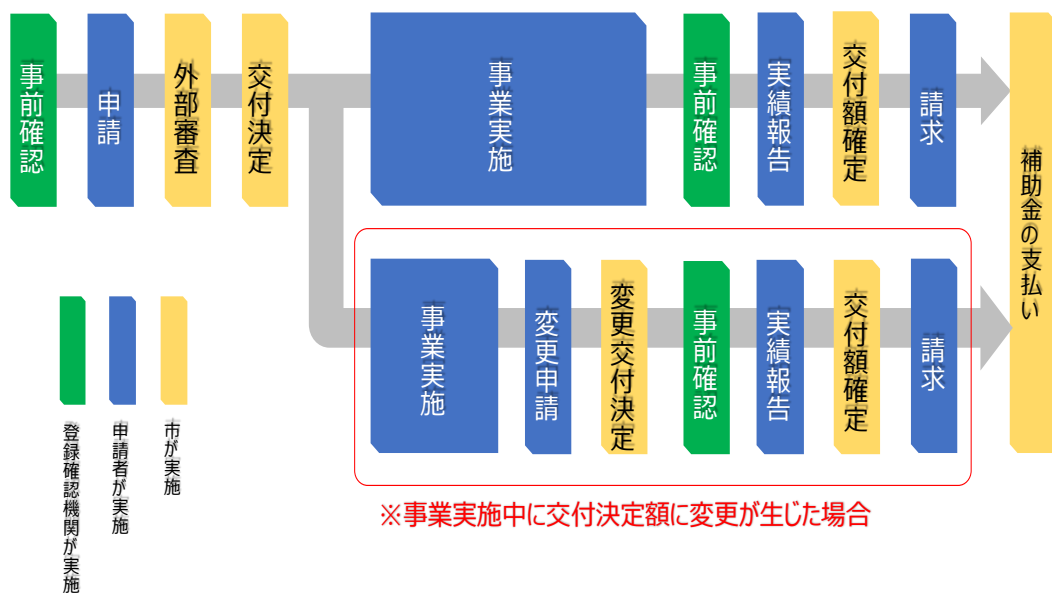
※当日消印有効

## 7 事業スケジュール・申請等の流れ

### (1) スケジュール



### (2) 申請から支払までの流れ



## 8 申請方法

(1) 以下の申請書類を作成し、申請前に【霧島商工会議所】又は【霧島市商工会】の事前確認を受けてください。

※ 事前確認には、一定の日数を要します。令和4年10月11日（火）までに事前確認を終えてください。事前確認を受ける際は、必ず電話で事前予約をしてください。

① 申請書類チェックリスト（申請者用）

② 交付申請書【第1号様式】

③ 事業計画書【第2号様式】

④ 誓約書【第3号様式】

⑤ 法人：確定申告書別表一※、貸借対照表、損益計算書の写し

※ 別表一は収受印のあるものを添付してください。電子申請の場合は、「メール詳細」を添付してください。

個人事業主：確定申告書第一表※、貸借対照表、青色申告決算書又は収支内訳書の写し

※ 第一表は収受印のあるものを添付してください。電子申請の場合は、「メール詳細」を添付してください。

⑥ 市税の滞納のない証明書（証明日から3ヶ月以内のもの）

⑦ 経費の内容がわかる見積書やカタログ、設計書等の写し

⑧ 【新規創業枠】の申請者のみ、法人は「履歴事項全部証明書の写し」、個人事業主は「開業届出書の控えの写し」

(2) (1)の①から⑧までの書類に、霧島商工会議所又は霧島市商工会が作成した【事前確認表】を添えて、郵送により提出してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、御理解、御協力をお願いします。

(3) 事業計画書【第2号様式】で使用されている専門用語のうち、特に必要と思われるものについては、簡単な解説一覧を添付してください。

(4) 提出していただいた書類は、原則返却いたしませんので、税申告等で原本が必要な書類については、必ずコピーを提出してください。申請内容の確認や補正の依頼をする場合がありますので、申請書類の写しを必ず保管しておいてください。

(5) (1)の①から⑧までの書類以外に、必要に応じて、審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

## 9 審査・交付決定等

### (1) 審査方法

ア 募集期間ごとに、申請書類に基づき、

- ・事業目的・内容の妥当性
- ・事業計画の実現可能性
- ・経費積算の透明・適切性 など

の審査基準による外部審査を行い、交付決定を行います。

イ 審査の結果、申請額から一部減額して交付決定する場合があります。

ウ 審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

### (2) 交付決定方法

採択の決定後、文書にて速やかに通知します。

## 10 交付決定後のスケジュール

(1) 補助金は精算払いとなります。

(2) 事業が完了したときは、事業完了日（補助対象経費の支払いまで含む。）から30日以内又は令和5年2月1日のいずれか早い日までに、以下の書類を作成し、申請時に事前確認を受けた【霧島商工会議所】又は【霧島市商工会】の事前確認を受けてください。※事前確認には、一定の日数を要します。事業完了後は速やかに事前確認を終えてください。事前確認を受ける際は、必ず電話で事前予約をしてください。

- ① 実績報告書【第7号様式】
- ② 事業実績書【第8号様式】
- ③ 補助対象経費に係る領収証の写し等
- ④ 補助事業の実施を確認することができる書類

(3) (2)の①から④までの書類に、霧島商工会議所又は霧島市商工会が作成した【事前確認表】を添えて、提出してください。

(4) 実績報告書類を確認のうえ、順次補助金額を確定します。補助金確定通知後に事業者から提出された請求書に基づき補助金を交付します。

## 11 交付決定の取り消し

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他市長が指示した事項に違反する行為をしたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが不相当であると認める事情が確認されたとき。

## 12 計画変更の承認

補助事業の内容を変更しようとするときは、令和4年度霧島市新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業補助金変更交付申請書【第5号様式】にて、あらかじめ計画変更の承認を受ける必要があります。

原則として、申請内容の事業を実施することが必要です。決定通知後、申請金額や内容が変更となる場合は、霧島市商工振興課へ必ず事前相談をお願いします。

## 13 その他

- (1) 申請書類等の返却はいたしません。
- (2) 申請内容については秘密を厳守しますが、特別なノウハウや技術等については、申請者自身の責任において、特許申請や実用新案など法的保護を処置してください。
- (3) 補助事業を実施することにより産業財産権が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。
- (4) 申請者は氏名、テーマ、概要など必要最小限度の範囲で公表することに同意したものとみなします。
- (5) 同一年度内における当該事業の交付は、一補助対象者1回限りです。

## 14 申請

- (1) 申請期限（二次締切）

令和**4**年**10**月**17**日（月） **※当日消印有効**

※ 法人や個人事業者ごとに申請してください。

※ 登録確認機関による事前確認は、令和4年10月11日（火）までに終わってください。

- (2) 申請方法

原則として**郵送**

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御理解、御協力をお願いします。

- (3) 提出先

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号 霧島市役所商工振興課

「新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業」担当 宛

(4) 登録確認機関

※登録確認機関で事前確認を受ける際は、必ず電話で事前予約をしてください。

**霧島商工会議所**

ア 対象事業者

【商工会議所会員】又は【会員以外で国分地区に所在する事業者】

イ 住所・電話

霧島市国分中央三丁目 44-36 TEL 0995-45-2552

**霧島市商工会**

ア 対象事業者

【商工会会員】又は【会員以外で国分地区以外に所在する事業者】

イ 住所・電話

区分	住所	電話番号
隼人本所	霧島市隼人町内山田一丁目 14-10	0995-42-2128
溝辺支所	霧島市溝辺町有川 327-6	0995-59-2358
横川支所	霧島市横川町中ノ1008	0995-72-0113
牧園支所	霧島市牧園町宿窪田 2129-2	0995-76-0150
霧島支所	霧島市霧島大窪 393	0995-57-0121
福山支所	霧島市福山町福山 5340	0995-56-2333

15 問い合わせ先

**霧島市商工観光部 商工振興課**

電 話 : 0 9 9 5 - 5 5 - 1 6 0 3

F A X : 0 9 9 5 - 5 5 - 1 5 2 8

E-mail : shou-seisaku@city-kirishima.jp

U R L : <https://www.city-kirishima.jp>

受付時間 : 土日・祝日を除く午前 8 時 15 分～午後 5 時

申請書類は市ホームページからダウンロードできます。→→→

